

令和3年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

地方公共団体コード	14	0	1	0	0	5 ⁶
表番号・行番号	70	0	0	0	0	0 ¹¹
市町村判別	特定市・・・・・・1					
コード	特定市以外の市町村・2					
団体区分コード	13	/	/	/	/	1 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
1401005	7698

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区分 個人・ 法人の別	行番号	総 数 (イ) (人)	(1)	(2)	(3)
			法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)	
個人	9010	1210,142	218,314	301,828	38
法人	020	22,015	13,337	8,678	
合計	030	32,157	21,651	10,506	

地方公共団体コード	表番号
14010005	7708

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)	(イ) 以外のもの(ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9010	12211,309,228	25205,168,675	386,498,345	51198,670,330 ⁶³
	機械及び装置	020	598,920,450	575,852,505	18,965,571	556,886,934
	船舶	030	21,069,648	15,366,975	5,696,487	9,670,488
	航空機	040	604,038	549,172	54,866	494,306
	車両及び運搬具	050	10,780,199	10,033,759	746,441	9,287,318
	工具,器具及び備品	060	121,593,065	119,717,627	1,643,088	118,074,539
	小計(ハ)	070	964,276,628	926,688,713	33,604,798	893,083,915
法第93条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定し,配分したもの	総務大臣が価格等を決定し,配分したもの	080	230,528,166	195,308,221		
	道府県知事が価格等を決定し,配分したもの	090	32,844,882	24,412,682		
	小計(ニ)	100	263,373,048	219,720,903		
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)	110	0	0			
同内上訳	市町村分の額	130		1,146,409,616		
	道府県分の額	140				

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 1 8

第71表 償却資産の価格等に関する調 (個人分)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4) (イ) 以外のもの(口) (千円)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ) 以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 5,118,407	25 5,057,520	38 60,887	51 4,996,633 ⁶³
	機械及び装置	0 2 0	2,936,639	2,837,498	70,447	2,767,051
	船舶	0 3 0	78,645	42,549	36,097	6,452
	航空機	0 4 0	0	0	0	0
	車両及び運搬具	0 5 0	8,803	8,743	60	8,683
	工具、器具及び備品	0 6 0	2,617,460	2,478,849	110,530	2,368,319
	小計(ハ)	0 7 0	10,759,954	10,425,159	278,021	10,147,138
法第十九条第三百八十八条	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	0	0		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	0	0		
	小計(ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0	0	0		
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	10,759,954	10,425,159		
同内上訳	市町村分の額	1 3 0		10,425,159		
	道府県分の額	1 4 0				

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 2 8

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)	(イ) 以外のもの(ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 206,190,821	25 200,111,155	38 6,437,458	51 193,673,697 ⁶³
	機械及び装置	0 2 0	595,983,811	573,015,007	18,895,124	554,119,883
	船舶	0 3 0	20,991,003	15,324,426	5,660,390	9,664,036
	航空機	0 4 0	604,038	549,172	54,866	494,306
	車両及び運搬具	0 5 0	10,771,396	10,025,016	746,381	9,278,635
	工具、器具及び備品	0 6 0	118,975,605	117,238,778	1,532,558	115,706,220
	小計(ハ)	0 7 0	953,516,674	916,263,554	33,326,777	882,936,777
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	230,528,166	195,308,221		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	32,844,882	24,412,682		
	小計(ニ)	1 0 0	263,373,048	219,720,903		
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)		1 1 0	0	0		
同内	市町村分の額	1 2 0	1,216,889,722	1,135,984,457		
上訳	道府県分の額	1 3 0		1,135,984,457		
		1 4 0				

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(4) 課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
				課税標準(B) の特例率(C)	(B)	(C)	
				(A)	(B)	(C)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (新線構築物) 第2項 (ガス事業用資産) 第3項 (農業協同組合等共同利用機械) 第4項 (外航船舶) 第5項 (内航船舶) 第6項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後)) 第7項 (国際路線用航空機) 第8項 (離島路線用航空機) 第9項 (日本放送協会) 第10項 (日本原子力開発機構) 第12項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	9 0 1 0	12	25	27	29	
		0 2 0		1	3		
		0 3 0		2	3		
		0 4 0		1	6		
		0 5 0	56,313	1	3		18,771
		0 6 0	12,065,363	2	3		8,043,575
		0 7 0		1	2		
		0 8 0		1	6		
		0 9 0		1	4		
		1 0 0	8,302,758	1	2		4,151,379

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2) 課税標準(B) の特例率(C)	(4) 課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
				(1)	(2)		
				(B)	(C)		
第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 3 0	12	25	27	29	
	②(青函・本四 新線構築物)	2 2 5 0		1	18		
	③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 2 6 0		1	36		
	④(青函・本四 変・送電用資産)	2 2 7 0		1	18		
	第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産)	2 2 8 0		1	10		
		2 2 9 0		2	3		
		3 3 0 0		5	6		
		3 3 1 0		1	6		
		3 3 2 0		1	3		
	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	3 3 3 0		1	3		
		3 3 4 0		2	3		
	第 16 項 (海洋研究開発機構)	3 3 5 0		1	3		
		3 3 6 0		2	3		
	第 17 項 (水資源機構)	3 3 7 0		1	2		
		3 3 8 0		3	4		
第 18 項	①(特定地方交通線)	3 3 9 0		1	4		
	②(新線構築物)	4 4 0 0		1	12		
	③(新線立体交差化施設)	4 4 1 0		1	6		
	④(河川事業鉄軌道用資産)	4 4 2 0		1	24		
		4 4 3 0		1	12		
		4 4 4 0		1	6		
		4 4 5 0		5	24		
		4 4 6 0		1	24		
		4 4 7 0		1	12		
	⑤(変・送電用資産)	4 4 8 0		3	20		

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区分	行番号	決 定 価 格 (A) (千円)	(1)		(2)	(3)	(4)	
			課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)	(B)	(C)	課 税 標 準 (B) (A) × (D)	(C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項 (新エリティー・産業技術総合開発機構)	9 4 9 0	12 4,658,453	25 1	27 3	29 1,552,817		
		5 0 0			2 3			
第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0		5,611	1	2	2,806		
第 22 項 (新関西国際空港株)	5 2 0			1	2			
第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0		835	3	5	501		
第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0			3	5			
第 25 項 (中部国際空港株)	5 5 0			1	2			
第 26 項 (外国貿易用コンテナー)	5 6 0			4	5			
第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0			1	2			
第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0			1	2			
第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0			1	2			
第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0			1	2			
第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0			1	3			
	6 2 0			2	3			
(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 3 0			1	2			
第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 4 0			1	3			
	6 5 0			2	3			
第 33 項 (世界遺産)	6 6 0	105,119	1	3	35,040			
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)	6 7 0		1	2				
合 計	6 8 0	26,531,023	-	-	14,473,174			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 7 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区分	行番号	決 定 価 格 (A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(4)
				課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)	(B)	(C)	課 税 標 準 (B) × (D)
				(A)	(C)	(C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第1項 (送電用資産・電気事業用) (変電所・電気事業用)	9 0 1 0	12	25	27	29	
		0 2 0		1	3		
		0 3 0		2	3		
		0 4 0		3	5		
		0 5 0		3	4		
		0 6 0		1	3		
		0 7 0	65,223	2	3		43,482
		0 8 0		4	5		
		0 9 0		1	2		
		1 0 0		1	3		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構) 旧 第24項 (特定鉄道路線構築物)	1 1 0		2	3		
		1 2 0		1	6		
		1 3 0		1	3		
		1 4 0		1	4		
		1 5 0		1	2		
		1 6 0		1	2		
		1 7 0		1	3		
		1 8 0		1	6		
		1 9 0		1	2		
		2 0 0		1	3		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第26項 (日本消防検定協会) 旧 第27項 (小型船舶検査機構)	2 1 0		1	6		
		2 2 0		1	2		
		2 3 0		1	3		
		2 4 0		1	6		
		2 5 0	173	1	2		86
		2 6 0	2,295	1	3		765
		2 7 0		1	6		
		2 8 0		2	3		
		2 9 0		1	3		
		3 0 0		1	6		

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 7 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
			課税標準(B) の特例率(C)		(B)		(C)		課税標準(D) ×(B)	
			(A)	(B)	(C)	(D)	(C) (千円)	(D)	(C) (千円)	(D)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項(高圧ガス保安協会)	9 3 1 0	12		25	27	2	29		
		3 2 0			1	3				
		3 3 0			1	6				
	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 4 0			1	3				
		3 5 0			1	6				
	旧第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 6 0			1	2				
	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	3 7 0			2	3				
		3 8 0			1	2				
		3 9 0			1	6				
	合計	4 0 0	67,691	-	-	-	-	-	44,333	

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B) (C)		課税標準額 (A) × (B) (C) (千円)	(4)	
				(2)	(3)			
法附則第十八条	第1項(倉庫等)		9 0 1 0 0 12	25	27	29		
			0 2 0	1	2			
			0 3 0	3	4			
			0 4 0	2	3			
	第2項(公共の危害防止施設等)		0 5 0	3	5			
			0 6 0	1,174,458	1	2	587,229	
			0 7 0	22	2	3	15	
			0 8 0	2,469,656	1	3	823,218	
			0 9 0	3,116,911	3	4		
			1 0 0	1,160,816	1	6	519,485	
法附則第十九条	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 1 0	51,571	3	4	548,326	
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 2 0		1	2	38,679	
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 3 0		1	2		
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 4 0		1	2		
	第3項(国内路線用航空機)		1 5 0		2	5		
			1 6 0		1	4		
			1 7 0		3	8		
			1 8 0		2	3		
	第5項(沖縄電力㈱)		1 9 0		2	3		
	(旧 沖縄電力㈱)変・送電用資産)		2 0 0		4	9		
法附則第十八条	2 1 0				2	5		
	2 2 0				1	2		
	第6項(大規模地震防災応急対策用資産)		2 3 0		2	3		
	第7項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)		2 4 0		3	5		
	第8項(低公害車燃料等供給施設)		2 5 0		2	3		
			2 6 0		3	4		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係づづき)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

法 附 則 第 十 五 条	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
				(B)	(C)	課税標準率 (B) (C)	課税標準額 (A) × (B) (C) (千円)				
第 9 項 (国際船舶)		9 2 7 0	12			25	27			29	
	(うち特定船舶適用分)	2 8 0				1	18				
第 10 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	2 9 0				1	36				
	②(新線構築物)	3 0 0				1	6				
	③(立体交差化施設)	3 1 0				1	3				
	④(河川事業鉄軌道用資産)	3 2 0				1	12				
		3 3 0				1	6				
	⑤(変・送電用資産)	3 4 0				1	3				
		3 5 0				5	12				
		3 6 0				1	12				
		3 7 0				1	6				
		3 8 0				3	10				
第 11 項 (鉄道車両安全向上設備)		3 9 0	90,309			1	3			30,103	
第 12 項 (低床車両)		4 0 0				1	3				
第 13 項 (新造改良車両(鉄道事業))		4 1 0				2	3				
		4 2 0				3	5				
第 14 項 (新造車両(流通業務))		4 3 0				2	3				
		4 4 0				3	5				
第 15 項 (PFI公共施設)		4 5 0				1	2				
第 16 項	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 6 0				3	5				
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 7 0				1	2				
第 17 項 (都市鉄道施設)		4 8 0				2	3				
第 18 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)		4 9 0				1	2				
		5 0 0				3	5				

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係づづき)

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B) の特例率 (C)		課税標準額 (A) × (B) (C) (千円)	(4)
				(B)	(C)		
法 附 則	第 19 項 (鉄道事業再構築事業)	9 5 1 0	12	25	27	29	
	第 20 項 (バイオ燃料製造設備)	5 2 0		1	2		
		5 3 0		2	3		
	第 22 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	5 4 0		1	2		
		5 5 0		2	3		
	(津波対策に資する港湾施設等)						
	第 23 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 6 0		1	2		
	(津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 7 0		2	3		
	第 25 項 (津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 8 0		1	2		
	第 26 項 (移動等円滑化のための設備)	5 9 0		2	3		
第 十 五 条	第 27 項	(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 0 0		2	3	
		(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 1 0		3	4	
		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 2 0		3	4	
		(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 3 0	2,678,795	2	3	1,785,863
		(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 4 0		1	2	
		(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 5 0		2	3	
		(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 0		2	3	
		(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 7 0		1	2	
		(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 8 0		1	2	
		(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 9 0		2	3	
	第 28 項 (鉄道耐震補強設備)	7 0 0		2	3		
	第 29 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	7 1 0		2	3		
	第 30 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 2 0		2	3		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係づづき)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

法 附 則 第 十 五 条	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B) (C)		課税標準額 (A) × (B) (C) (千円)	(4)
				(2)	(3)		
第 31 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	9 7 3 0	12		25	27 1 2	29	
	7 4 0			5	6		
	7 5 0			2	3		
第 32 項 (無電柱化)	7 6 0		8,369	1	2	4,185	
	7 7 0			2	3		
	7 8 0		2,216	3	4	1,662	
第 34 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 9 0		198,332	1	2	99,166	
第 36 項 (対象特定電気通信設備)	8 0 0			3	4		
第 37 項 (立地誘導促進施設)	8 1 0			2	3		
第 38 項 (帰還環境整備推進法人)	8 2 0			1	3		
第 39 項 (地域福利増進事業)	8 3 0			2	3		
第 40 項 (農業協同組合等共同利用機械)	8 4 0			1	2		
第 41 項 (認定就農者)	8 5 0			2	3		
第 43 項 (滞在快適性等向上施設)	8 6 0			1	2		
第 44 項 (ローカル 5G)	8 7 0			1	2		
第 45 項 (シェアサイクルポート) (雨水貯留浸透施設)	8 8 0			3	4		
第 46 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	8 9 0			1	3		
合 計	9 0 0		10,951,455	-	-	4,437,931	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 6 8

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(4)
(法附則第15条関係)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

法 附 則 第 十 五 条	区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2) 課税標準 (B) の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
				(1)	(2)		
				(B)	(C)		
旧第3項(公害防止設備)		9 0 1 0	12 12,306	25	27	29	4,102
		0 2 0	222,113	1	3	3	148,075
		0 3 0		2	3	4	
		0 4 0		2	1	2	1
旧第5項(公共危害防止構築物)		0 5 0		3	5	3	
		0 6 0		1	2	2	
		0 7 0	2,325	1	3	3	775
旧第6項(公害防止優良更新施設)		0 8 0	6,973	1	2	2	3,486
		0 9 0	3,174	2	3	3	2,116
旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)		1 0 0	201,916	2	3	3	134,611
		1 1 0		5	6	6	
旧第8項(雨水貯留浸透施設)		1 2 0		2	3	3	
		1 3 0		1	2	2	
(地域決定型地方税制特例指直(わがまち特例) 適用分)		1 4 0		-	-	-	
旧第14項(旧国際電信電話局)		1 5 0		3	5	5	
		1 6 0		1	2	2	
旧第15項(地方卸売市場)		1 7 0		4	5	5	
		1 8 0		3	4	4	
旧第17項①(立体交差化施設) ②(旧交納付金法附則第19項) ③(旧交納付金法附則第20項)		1 9 0		1	6	6	
		2 0 0		-	-	-	
		2 1 0		-	-	-	
旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)		2 2 0		1	2	2	
旧第20項(水力発電施設の魚道)		2 3 0		2	3	3	
旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)		2 4 0		1	2	2	
旧第20項(スーパー中枢港湾)		2 5 0		1	2	2	
旧第21項(国立大学校舎)		2 6 0		1	2	2	
旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)		2 7 0		1	2	2	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 6 8

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(4)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

法 附 則 第 十 五 条	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
				課税標準 (B) の特例率 (C)		課税標準 (B) (C)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)			
				25	27	5	6	11	12	1	2
旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)		9 2 8 0	12			25	27			29	
旧第31項 (熱電併給型動力発生装置)		2 9 0 0				5	6				
旧第36項 (公共荷さばき施設)		3 0 0 0				11	12				
旧第37項 (一般廃棄物処理施設)		3 1 0 0				1	2				
旧第37項 (放送ネットワーク災害対策用設備)		3 2 0 0	19,507			1	2			9,754	
旧第39項 (国家戦略特区)		3 3 0 0				1	4				
旧第40項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)		3 4 0 0				3	4				
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		3 5 0 0				1	2				
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		3 6 0 0				4	5				
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		3 7 0 0				4	5				
旧第41項 (先端設備等)		3 8 0 0	4,483,726			0	1			0	
旧第43項 (経営力向上設備等)		3 9 0 0	932,906			1	2			466,453	
合計		4 0 0 0	5,884,948			—	—			769,373	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 7 8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2)

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
				課税標準(B) の特例率(C)		課税標準額 (A) × (B) (D)		課税標準額 (C) (千円)			
				(B)	(C)	(B)	(C)	(C)	(D)	(C)	(D)
法附則第十五条の二の二	第1項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9 0 1 0	12			25	1	27	3	29	
JR北海道・四国に係る特例と 乗法第三百四十九条の三各項との連	①(JR北海道・四国に係る特例)	0 2 0				1	2				
	②(新線構築物)	0 3 0				1	6				
	③(新線立体交差化施設)	0 4 0				1	3				
	④(新幹線鉄道用資産)	0 5 0				1	12				
	④(新幹線鉄道用資産)	0 6 0				1	6				
	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 7 0				1	12				
	⑥(青函・本四 新線構築物)	0 8 0				1	6				
	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	0 9 0				1	12				
	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 0 0				1	36				
	⑨(河川事業等に係る鉄道用資産)	1 1 0				1	18				
	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 2 0				1	72				
	⑪(変・送電用資産)	1 3 0				1	36				
	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	1 4 0				1	20				
	⑬(新造車両(流通業務))	1 5 0				1	3				
	⑭(鉄道耐震補強設備)	1 6 0				5	12				
	⑮(新造車両(流通業務))	1 7 0				1	12				
	⑯(鉄道耐震補強設備)	1 8 0				1	6				
	⑰(車庫構築物・立体交差化施設)	1 9 0				1	6				
	⑱(変・送電用資産)	2 0 0				3	10				
	⑲(新造改良車両(鉄道事業))	2 1 0				1	3				
	⑳(新造車両(流通業務))	2 2 0				3	10				
	㉑(鉄道耐震補強設備)	2 3 0				3	10				
	㉒(鉄道耐震補強設備)	2 4 0				1	3				

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 8 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(5)

(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2
つづき)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区分		行番号	決定価格		課税標準(B) の特例率(C)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)		
			(1)	(2)	(3)	(4)			
			(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)			
法附則第十五条の三	①(旅客会社等に係る承継特例)		9 2 5 0	12	25	27	29		
	旧道承 交・継 納四特 付国例 金にと 法係 とるJ の特 R連 北 乗、海	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		2 6 0	-	-			
		③(JR北海道・四国に係る特例)		2 7 0	3	10			
		④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付 金法附則第17項・立体交差化施設)		2 8 0	-	-			
法附則第16条の2		第11項(平成28年熊本地震 被災代替償 却資産)		2 9 0	1	2			
旧法附則第16条の2		旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差 化施設)		3 0 0	1	3			
合 計		3 1 0		0	-	-		0	

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(6)
(法附則第56条, 法附則第56条の2)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2) (B)	(3) (C)	(4)	
				課税標準率 (B) (C)	課税標準額 (A) × (B) (D) (千円)			(C)	
法附則第56条	第12項(東日本大震災)	9 0 1 0	12	25	27	29	2		
	第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0			1		2		
法附則第56条の二	旧第3項(被災代替鉄道施設等)	0 3 0			2		3		
	旧第4項	0 4 0			1		4		
		0 5 0			1		12		
		0 6 0			1		6		
		0 7 0			1		24		
		0 8 0			1		12		
		0 9 0			1		6		
		1 0 0			5		24		
		1 1 0			1		24		
		1 2 0			1		12		
合計		1 4 0	0	-	-			0	

地方公共団体コード	表番号
14010005	7798

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	90100	12 21,651	21 7,365,396 ³³
150万以上160万円未満のもの	90200	12 265	21 410,597 ³³
160万以上170万円未満のもの	90300	12 253	21 416,925 ³³
170万以上180万円未満のもの	90400	12 238	21 417,206 ³³
180万以上190万円未満のもの	90500	12 228	21 421,241 ³³
190万以上200万円未満のもの	90600	12 210	21 410,672 ³³
200万以上250万円未満のもの	90700	12 919	21 2,063,449 ³³
250万以上300万円未満のもの	90800	12 700	21 1,921,532 ³³
300万以上1,000万円未満のもの	90900	12 3,848	21 21,520,987 ³³
1,000万以上2,000万円未満のもの	91000	12 1,447	21 20,290,103 ³³
2,000万以上3,000万円未満のもの	91100	12 562	21 13,661,489 ³³
3,000万以上1億円未満のもの	91200	12 1,017	21 55,627,507 ³³
1億円以上のもの	91300	12 819	21 1,029,247,908 ³³
計	91400	12 32,157	21 1,153,775,012 ³³
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 91500	12 231
	知事配分分 91600	12 5	21 24,412,682 ³³
	法 第 743 条 関 係 91700	12 0	21 0 ³³

地方公共団体コード	表番号
1401005	780

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区分	行番号	納税義務者数（人）	課税標準額（千円）
150万円未満のもの	90100	12 8,314	21 ³³ 2,676,773
150万以上160万円未満のもの	90200	12 69	21 ³³ 107,039
160万以上170万円未満のもの	90300	12 63	21 ³³ 103,813
170万以上180万円未満のもの	90400	12 65	21 ³³ 114,104
180万以上190万円未満のもの	90500	12 65	21 ³³ 120,510
190万以上200万円未満のもの	90600	12 64	21 ³³ 124,796
200万以上250万円未満のもの	90700	12 255	21 ³³ 572,675
250万以上300万円未満のもの	90800	12 198	21 ³³ 542,690
300万以上1,000万円未満のもの	90900	12 817	21 ³³ 4,351,913
1,000万以上2,000万円未満のもの	91000	12 174	21 ³³ 2,409,198
2,000万以上3,000万円未満のもの	91100	12 34	21 ³³ 812,969
3,000万以上1億円未満のもの	91200	12 23	21 ³³ 1,054,959
1億円以上のもの	91300	12 1	21 ³³ 110,493
計	91400	12 10,142	21 ³³ 13,101,932
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 91500	21 ³³ 0
	知事配分分 91600	21 ³³ 0	
	法 第 743 条 関 係 91700	21 ³³ 0	

地方公共団体コード	表番号
14010005	7818

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	90100	12 13,337	21 4,688,623 ³³
150万以上160万円未満のもの	90200	12 196	21 303,558 ³³
160万以上170万円未満のもの	90300	12 190	21 313,112 ³³
170万以上180万円未満のもの	90400	12 173	21 303,102 ³³
180万以上190万円未満のもの	90500	12 163	21 300,731 ³³
190万以上200万円未満のもの	90600	12 146	21 285,876 ³³
200万以上250万円未満のもの	90700	12 664	21 1,490,774 ³³
250万以上300万円未満のもの	90800	12 502	21 1,378,842 ³³
300万以上1,000万円未満のもの	90900	12 3,031	21 17,169,074 ³³
1,000万以上2,000万円未満のもの	91000	12 1,273	21 17,880,905 ³³
2,000万以上3,000万円未満のもの	91100	12 528	21 12,848,520 ³³
3,000万以上1億円未満のもの	91200	12 994	21 54,572,548 ³³
1億円以上のもの	91300	12 818	21 1,029,137,415 ³³
計	91400	12 22,015	21 1,140,673,080 ³³
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 91500	12 231
	知事配分分 91600	12 5	21 24,412,682 ³³
	法 第 743 条 関 係 91700	12 0	21 0 ³³